

## 動産引渡等請求事件について

### 事案の概要

本件は、被上告人（第1審原告）が、被上告人を債務者とする動産執行事件において砂利搬送装置一式（本件動産）を買い受けた上告人（第1審被告）に対し、本件動産の売却は無効であると主張して、所有権に基づき、本件動産の引渡し等を求める事案である。

#### 〔事実関係〕

- ① 上記動産執行事件は、上告人が申し立てたものであり、その請求債権は、被上告人が占有する上告人所有の土地の賃料相当損害金のうち平成29年5月26日時点における未払額約200万円の支払請求権等であった。
- ② 上告人は、執行官に対して数通の上申書を提出しているところ、そのうち3通目のものには、上記土地の賃料相当損害金のうち平成30年1月分までの全部及び同年2月分の一部について入金があり、本件動産の競り売り予定日の前日時点における未払額が93万円余となる旨が記載されていた。
- ③ 執行官は、上記の3通目の上申書の提出から8日後に本件動産の競り売り期日を開き、本件動産を上告人に売却した。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上記の3通目の上申書は、いわゆる弁済受領文書（民事執行法39条1項8号にいう債権者が債務名義の成立後に弁済を受けた旨を記載した文書）に該当するから、執行官は、強制執行を停止しなければならなかつたにもかかわらず、その停止の期間中に本件動産を売却したものであり、本件動産の売却は重大かつ明白な瑕疵があるため無効であるなどと判断して、被上告人の動産引渡請求を一部認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、本件動産の売却が無効であるか否かである。

#### 〔参考〕民事執行法39条

- 1項 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。
  - 8号 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書
- 2項 前項第8号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、4週間に限るものとする。